

喬木村排水ポンプ車（30 m³/min 8 t 級）購入事業
指名型プロポーザル実施要領

1 事業概要等

(1) 事業名

排水ポンプ車（30 m³/min 8 t 級 1 台）購入事業

(2) 事業の概要

近年増加している集中豪雨における内水氾濫に備えるため、排水ポンプ車（30 m³/min 8 t 級）1 台を購入し、緊急時に備えるものである。

(3) 事業の仕様

別紙「排水ポンプ車（30 m³/min 級）特記仕様書」による

(4) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）

(5) プロポーザル方式の種別

指名型プロポーザル方式

(6) プロポーザル方式の採用理由及び導入効果

本事業については、排水装置、発動発電機及び操作制御盤等の製作及び調整に高度な専門性が要求されるほか、排水ポンプ車全体として操作性、耐久性が重視されるものであることから、排水ポンプ車製作に関するノウハウを有する事業者の企画提案を踏まえて事業を実施することができるプロポーザル方式を採用するものである。

なお、緊急時の機械の故障等が発生した場合に迅速に原因調査、応急措置等対応できるよう、県内事業者に限定することとし、指名型プロポーザル方式とする。

2 予算

提案限度額 55,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 競争入札参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 喬木村暴力団排除条例（平成 23 年喬木村条例第 11 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く）でないこと。

4 参加方法等

(1) 提出先

「13 問い合わせ先」のとおり

(2) 提出方法

本プロポーザルへの参加を承諾するにあたり、次の書類を各 1 部提出すること。

- ① 参加承諾・辞退届（様式 1）
- ② 会社概要・業務実績表（様式 2）

(3) 提出期限

令和 5 年 7 月 7 日（金）必着

※ 提出書類（様式 1、様式 2）は、持参、郵送（配達完了が確認できる書留郵便等に限る。）又は宅配便による提出とする。

※ 受付時間は、土・日曜日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

(4) 提出書類の配布方法

電子メール及び郵送で配布する。

5 提案書の内容及び作成方法

(1) 提案書の内容及び様式

参加承諾届を提出した者のみが、企画提案書を提出できるものとし、次の書類を提出すること。

① 企画提案書（様式3）

② 見積書（様式4）

③ 添付資料 メンテナンス体制証明書、仕様適合書

※ 企画提案書の表紙（様式3）以降の様式は自由とする。審査の公平性を保つ観点から、説明資料等において提案者の名称が特定できるような表現は使用しないこと。

6 提案書の提出方法等

（1）提出方法

提出書類（様式3、様式4、添付資料）は、持参、郵送（配達完了が確認できる書留郵便等に限る。）又は宅急便による提出とする。

（2）提出部数

正本1部、副本7部

（3）提出期限

令和5年7月21日（金）必着

※ 受付時間は、土・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

（4）提出先

「13 問い合わせ先」のとおり

（5）提案書の取扱い

① 提案書の提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。

② 提出された提案書については、返却しないものとする。

③ 提出された提案書は、プロポーザル方式による受託候補者の選定のために使用し、また、複製することができるものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。

7 審査方法

（1）審査方法

① 審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、本村が設置する審査委員会において、実施するものとする。

② プレゼンテーション等の実施

企画提案書を提出した者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。詳細については、各提案者へ後日連絡する。

- ㊦ 開催予定日
令和5年7月28日（金）9:00～
- ㊧ 場所
喬木村役場 2階 委員会室
- ㊨ 審査体制
審査は委員会が行う。
- ㊩ プレゼンテーションの内容

項目	説明内容
事業能力等	事業実績
排水ポンプ車	性能他
	操作性
	耐久性
	納入期限
	独自提案
メンテナンス体制	工場
	部品供給
	緊急時の技術員派遣体制

8 審査結果

(1) 通知方法

本プロポーザルの審査結果は、提案者のすべてに対し書面により通知する。

(2) 通知時期等

令和5年8月2日（水）予定

※ なお、「最優秀提案者（受託候補者）」について、当村のホームページにおいても公表する。

9 プロポーザルのスケジュール

日 程	内 容
令和5年6月23日（金）	参加指名通知（電子メール・郵送）、質問受付開始
令和5年6月30日（金）	質問受付期限
令和5年7月7日（金）	参加承諾書提出期限
令和5年7月21日（金）	企画提案書提出期限
令和5年7月28日（金）	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和5年8月2日（水）	結果通知日（予定）
令和5年8月9日（水）	仮契約締結（予定）

※ 受付時間は、土・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

10 質問・回答

（1）提出方法

本プロポーザルに関する質問がある場合には、質問書（様式5）に必要な事項を記入のうえ、下記提出先まで持参、電子メール又はファックスで提出すること。（電子メール又はファックスの場合は、必ず電話にて受理確認を行うこと。）

（2）提出期限

令和5年6月30日（金）午後5時

（3）提出先

「13 問い合わせ先」のとおり

（4）回答方法等

質問の内容及び回答は、電子メールで情報提供する。その際には、質問者は公表しない。なお、受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しないものとし、また、質問の内容が本プロポーザルによる受託候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、質問には回答しない。

11 契約の締結

契約の締結にあたっては、次により行うこととする。

（1）契約の締結方法

当村と当村が選定した最優秀提案者（受託候補者）との間で、提出された企画提案書の記載事項に踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地

方自治法施行令第 167 条の 2 の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。(この協議によっては、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。)

ただし、最優秀提案者(受託候補者)と協議が整わない場合にあっては、次点の事業者と協議のうえ、契約を締結する。

なお、最優秀提案者及び次点の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づいて本村が一般競争入札に参加させないこととした同等以上の処分を受けた場合又は「3 参加資格要件」に合致しないこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

(2) 契約書の作成

作成を要する。なお、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年喬木村条例第 10 号)第 3 条の規定の適用を受ける場合においては、議会の議決を経たときに契約が成立する。

12 留意事項

- (1) 企画提案にあっては、本実施要領及び特記仕様書を遵守すること。
- (2) 1 提案者につき 1 提案とし、複数提案は禁止する。
- (3) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。
- (4) 企画提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (5) 企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (6) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ① 本要領に示す参加資格要件から外れた者が行った企画提案
 - ② 本要領等の記載内容に従わない企画提案
 - ③ 定められた日時及び場所に提出されなかった企画提案
 - ④ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない企画提案
 - ⑤ 虚偽の記載をした企画提案
- (8) 企画提案に関する提出書類の著作権等の取り扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、当村が本業務に関して必要と認めるものについては、企画提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (9) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものと

- する。
- (10) 企画立案に関し、当村が提示する書類及び提示する資料は、本企画提案における提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。
- (11) 提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合においては、公正に指名型プロポーザルを執行できないと認められるとき、又はその恐れがある場合は、当村は当該提案者を企画提案に参加させず、又は指名型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (12) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

13 問い合わせ先

〒395-1100 長野県下伊那郡喬木村 6664

喬木村 高速交通対策課 井澤

TEL : 0265-33-5128 FAX : 0265-33-4511

メール : kensetu01@vill.takagi.nagano.jp

※ 電子メール又はファックスの場合は、必ず電話にて受理確認を行うこと。

※ 受付時間は、土・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。